

バナナ通信

☆ 沖縄のNPOを応援する情報誌 ☆

発行日：平成 21 年 10 月 20 日
発 行：沖縄県NPOプラザ
(県庁 4 F 県民生活課)
電 話：098-866-2187
F A X：098-866-2789
E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp
(県民生活課代表アドレス)
ホームページ：
<http://business4.plala.or.jp/oki-npo/>

・ MENU ・

P2-3 < NPO in Okinawa >

- ➡ 首里まちづくり研究会「首里のまちのあるべき姿を求めて」
- ➡ 沖縄伝承話資料センター「遺産保存という責任をまず果たしたい」

P4-7 **拡大版** プラザニュース ～県からのお知らせ～
『NPO と行政の協働について』 / 『事務所移転について』
/ 『犯罪被害者週間・国民のつどい沖縄大会』 / 『平
成21年度上半期の状況』

P8 助成金情報 / 編集後記



昼間の日差しには相変わらず汗ばむものの、朝晩はずいぶん涼しくなりました。インフルエンザの流行は下火になりつつあるようですが、皆さんの事業所やご家庭ではいかがでしょうか。冬にかけて流行が再燃する恐れもありますので、気を緩めずに対策を継続したいものです。

早いもので、平成 21 年度も下半期に入りました。沖縄県で今年度上半期に認証された N P O 法人は 24 団体にのぼります (7 ページに一覧を掲載)。平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法が施行されて今年で 10 年。設立認証件数は、障害者自立支援法が施行された平成 18 年度の 74 件が突出していますが、その他の年度は 40 ～ 50 件程度です。以前より沖縄県の所轄する N P O 法人の一覧をホームページに掲載していましたが、検索機能を強化するためエクセルファイルでの掲載も始めました。活動分野、事業報告書の提出状況等が検索しやすくなりましたので、興味のある方はどうぞご覧ください。

N P O プラザ担当 高山 和子

沖縄県内のNPO法人数…394 法人設立申請中の団体数…10

(平成21年10月1日現在)

今回の取材では、沖縄に存在する有形・無形の文化遺産の豊かさや重要性を再確認することができました。それらの保存・継承や復元に熱い思いで奔走する2法人をご紹介します。

首里まちづくり研究会「首里のまちのあるべき姿を求めて」

所在地：那覇市首里当蔵町 法人化：平成19年7月 活動分野：まちづくり
tel：098-886-8614 ホームページアドレス：<http://www.e-sui.com/>

沖縄建築士会首里支部の皆さんと、地元・りゅうたん通り商興会や活動趣旨に賛同するメンバー等が平成17年に結成した「首里まちづくり研究会」（以下すいまち研）。幅広く活発な活動を展開する秘訣を、石崎雅彦理事長に伺いました。

一組織がいくつかの部会に分かれていますね。「広報部会や伝統催事専門部会、研究部会など、各理事・会員の得意な分野がありますので、そのような組織のやり方の方が確実に物事を進められると考えまして。それぞれ4～5名くらいですね」

一歴史や伝統行事の専門知識が必要な事業も多いかと思うのですが？「そうですね。会員もある程度の知識は持っていますし、必要な時は専門家に外部から入ってもらっています」

一頻繁に定例理事会を開催していますね。「理事と中心的に活動しているメンバー約30名のうち、月一回の集まりには毎回15～20名くらいは参加します。会員は少しずつですが増加傾向で、口コミで広がっているようです。今までにやめた人はいないんですよ。ボランティアで時間のやりくりも大変ですが、なるべく多くの人に関わってもらうことを心がけていますね。街を活性化するために、やれることはやっぴいこう、と」

一首里のまちづくりに関しては、どのような活動を？「関係機関に提案や要請をしています。龍潭通り街路拡幅工事に関しては、当初、旧県立博物館の石垣の後ろへ歩道を移す計画でしたが、提案書を提出したりしまして、最終的には石垣を後ろに移動させる計画に落ち着きました。首里支所庁舎移転後の跡地利用についても、意見を提出しています。もとは蓮小堀（リングムイ）という池のあった由緒ある場所ですから、将来的な復元も意図に入れて公用地として残してほしいということですね。モノール駅から首里城に至るまでの途中に休めるようなポケットパークを整備したり、地元の旗頭の練習場所としての機能を果たせたい。首里城と密接に関係する地区については、集約的に歴史的、文化的なまちづくりをすることが必要だと考えています」



一首里地域の情報誌『首里かわらばん』は毎号何部発行を？「1万部です。現在15号まで発行していて、モノール駅や首里地区のいろんな場所に配布しています。当研究会のホームページ『e首里ドットコム』でも全バックナンバーを見られます」

各行事の復元・実施、首里ウォークラリーなどの事業や情報発信等に関して、様々な団体・機関と協力しており、ネットワーク力がすいまち研の強みなのではと思います。今後も、首里城とその周辺のまちが、現代においてあるべき姿を実現するため、その強みを生かし、多方面にわたって活躍されることと思います。

取材の日はちょうど、「日本水大賞・審査員特別賞」受賞のお祝いと、十四夜の観月会を兼ねた集まりの日。首里地区と、聖水が汲まれる辺戸地区において、様々な方面に尽力された関係者皆様のご苦勞が報われた受賞でした。



約60年ぶりに復元されて以来、昨年12月で10回目を数えた首里城お水取り行事の様子。沖縄南部街道パートナーシップと連名で応募した「第11回日本水大賞」では、みごと審査員特別賞を受賞。

沖縄伝承話資料センター 「遺産の保存という責任をまず果たしたい」

所在地：宜野湾市我如古 法人化：平成18年1月 活動分野：文化、教育
tel：098-890-2455 ホームページアドレス：http://www.denshouwa.jp/



語り手を養成する講座も開催しています。「民話というのはやはり文字で伝えるのではなく、口承するものだという思いから」とのこと。腹式呼吸など、語りの基礎から鍛えるそうです。

いまデジタル化しなければ失われてしまう。生前、少しでも多くの伝承話採取の実施と、それを地元に戻元する共有化を貫かれた先生の志を継いで、この文化遺産を世に残すこと、これが私たちの最大の目的です」

—デジタル化事業は「おきぎんふるさと振興基金」から助成金を受けられたのですね。「有り難いことに平成20年度の助成が得られましたので、昭和時代に調査した渡名喜村や久米島の旧仲里村のデジタル化作業を進めています。しかし、全市町村の調査テープをデジタル化するため、どう継続するかが大きな課題。語り手の方々にも、後世に残すと約束して調査をしていますから。調査開始当初は明治生まれの方やまったく共通語を話さないご老人も多かった。今となつては、言語、歴史、民俗、祭祀など様々な分野の研究にとって大変貴重な内容。ボランティアでの作業は大変ですが必ずやり遂げたいです」

—各地域の生の言葉での民話を、ホームページで聞くことができますね。「いずれは全ての地域の資料をアップしたいと思っています。民話のタイトルで検索するといろいろな地域のパターンが見られたり、または語り手の名前でも検索できるようになればな、と。これがあのおじいちゃんの話だよ、というように」

—制作中のガイドブックというのは？「当初は民話マップを、と考えていましたが、捨てられてしまう1枚きりのマップよりは、ユニークな伝承話もたくさんあるので本にしようということになったのです。地図や写真と民話を組み合わせて案内するもので、観光や学校現場での地域学習などに役立てていただければ」

—今後の展望は。「沖縄における口承文芸研究の基礎をつくった、遠藤先生の論文集を出そうと考えています。また、『沖縄伝承の旅』と称して、県内外の会員や一般の方を、伝承話ゆかりの場所へ案内する旅をコーディネートしていますが、この活動も継続していきます。次回は11月8日に、読谷・恩納を周ります。ガイドブックも1冊目の『沖縄伝承の旅—中部』に続き、シリーズ化して各地域編を出していくつもりです」

遠藤先生と皆さん自身が集めた伝承話に対する愛情と、残すこと、誰でも活用できるようにすることへの責任感が、お話からひしひしと伝わってきました。2010年版沖縄タイムス社のカレンダーには、センターが提供したお話が載るそうで、楽しみです。沖縄のみならず全国、そして世界に、この伝承話という文化遺産の価値がもっと理解されることを願っています！

平成18年3月に亡くなった、遠藤庄治沖縄国際大学名誉教授と、学生の皆さんが中心となり、30年以上かけて県内ほぼ全域を歩き回り採取した膨大な資料。その数実に、音声テープ4400本余、およそ1万3千人の語り手による約7万4千の民話。沖縄伝承話資料センターではそれらのデータベース化作業を進めています。元教え子のお一人で、現理事長の照屋寛信さんにお聞きしました。

—一本当に大変な量ですね！「民俗博物館に寄贈するという考えもありましたが、やはり沖縄に残すべきではないか」という声が強かったのです。しかしテープは劣化しますから、

いまデジタル化しなければ失われてしまう。生前、少しでも多くの伝承話採取の実施と、それを地元に戻元する共有化を貫かれた先生の志を継いで、この文化遺産を世に残すこと、これが私たちの最大の目的です」

—デジタル化事業は「おきぎんふるさと振興基金」から助成金を受けられたのですね。「有り難いことに平成20年度の助成が得られましたので、昭和時代に調査した渡名喜村や久米島の旧仲里村のデジタル化作業を進めています。しかし、全市町村の調査テープをデジタル化するため、どう継続するかが大きな課題。語り手の方々にも、後世に残すと約束して調査をしていますから。調査開始当初は明治生まれの方やまったく共通語を話さないご老人も多かった。今となつては、言語、歴史、民俗、祭祀など様々な分野の研究にとって大変貴重な内容。ボランティアでの作業は大変ですが必ずやり遂げたいです」

—各地域の生の言葉での民話を、ホームページで聞くことができますね。「いずれは全ての地域の資料をアップしたいと思っています。民話のタイトルで検索するといろいろな地域のパターンが見られたり、または語り手の名前でも検索できるようになればな、と。これがあのおじいちゃんの話だよ、というように」

—制作中のガイドブックというのは？「当初は民話マップを、と考えていましたが、捨てられてしまう1枚きりのマップよりは、ユニークな伝承話もたくさんあるので本にしようということになったのです。地図や写真と民話を組み合わせて案内するもので、観光や学校現場での地域学習などに役立てていただければ」

—今後の展望は。「沖縄における口承文芸研究の基礎をつくった、遠藤先生の論文集を出そうと考えています。また、『沖縄伝承の旅』と称して、県内外の会員や一般の方を、伝承話ゆかりの場所へ案内する旅をコーディネートしていますが、この活動も継続していきます。次回は11月8日に、読谷・恩納を周ります。ガイドブックも1冊目の『沖縄伝承の旅—中部』に続き、シリーズ化して各地域編を出していくつもりです」

遠藤先生と皆さん自身が集めた伝承話に対する愛情と、残すこと、誰でも活用できるようにすることへの責任感が、お話からひしひしと伝わってきました。2010年版沖縄タイムス社のカレンダーには、センターが提供したお話が載るそうで、楽しみです。沖縄のみならず全国、そして世界に、この伝承話という文化遺産の価値がもっと理解されることを願っています！



今年1月に実施した、浜比嘉島における「沖縄伝承の旅」の様子。お話を聞きながらゆかりの地を訪ねる旅は、ふつうの観光旅行よりずっと味わい深いでしょうね。



- ① <報告>NPO と行政の協働について
- ② <手続案内>事務所移転について
- ③ <お知らせ>犯罪被害者週間・国民のつどい
- ④ <所轄庁報告>平成 21 年度上半期の状況

① <報告> NPO と行政の協働について

「協働」とは？

よく聞くけど、よく分からない言葉「協働」についてご説明します。

沖縄県では、NPO と県との協働を推進しており、協働を次のように定義しています。

「公共サービスを担う異なる主体が、それぞれの主体性・自発性のもとに、相互の立場や特性を認め役割分担をし、対等な立場で共通する課題解決や目的の実現に向けて協力して取り組むこと」

噛み砕いて言えば、NPO と県が、同じ目的のためにそれぞれの資源や特性を持ち寄り協力することで、単独で実施することでは得られない効果を上げながら、新たな仕組みや公共サービスを創り出すことです。

県では、NPO や県職員を対象とした講演会やNPO の活動支援を実施することにより、協働を推進しています。

「協働」って進んでいるの？

県では毎年、NPO と県または市町村との協働実績調査を実施しており、8月にその結果をとりまとめるところです。（調査結果と個別の事業内容は沖縄県NPOプラザのホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。）（次のページへ）➡

活動分野 協働形態	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計	
	の保健 増進、 医療 又は 福祉	社会 教育の 推進	まち づくり の 推進	の学 術、 文化、 芸術 等	環 境の 保全	災 害 救 援	地 域 安 全	推 進	人 権 の 擁 護 ・ 平 和 の	国 際 協 力	促 進	男 女 共 同 参 画 社 会 の	子 ど も の 健 全 育 成	情 報 化 社 会 の 発 展	科 学 技 術 の 振 興	経 済 活 動 の 活 性 化	機 会 の 拡 充		職 業 能 力 開 発 ・ 雇 用
1 政策提言	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	4	
2 委託	5	1	3	1	9	-	1	-	1	-	1	3	-	2	2	1	3	33	
3 補助	1	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	1	-	11	
4 共催	-	-	1	2	2	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	9	
5 実行委員会・協議会等	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	
6 後援	-	-	1	23	2	-	-	3	-	3	3	-	-	1	-	-	-	36	
7 事業協力	-	-	2	1	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	8	
8 情報提供・交換	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
9 講師等	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	
10 その他	-	-	1	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	
合計	6	3	11	47	17	0	5	3	1	3	9	6	0	7	3	2	4	127	

表1：平成20年度NPOと県の協働事業実績

今回は、NPOと県の協働について現状を考察してみます。

表1は、平成20年度にNPOと沖縄県が行った協働事業の件数を表にしたものです。（注：協働事業の実数は89件ですが、1つの事業で複数の活動分野または協働形態にまたがるものがあるため、表中の総数が事業の実数を上回っています。）

活動分野について見ると、「4 学術、文化、芸術等の振興」が47件と最も多く、続いて「5 環境の保全」17件、「3 まちづくりの推進」11件、「11 子どもの健全育成」9件となっています。

協働形態について見ると、「6 後援」が36件と最も多く、続いて「2 委託」33件、「10 その他」（県の会議のメンバーにNPOの関係者が入る等）20件、「3 補助」11件となっています。全体に占める割合から見ると、「6 後援」や「10 その他」の形態による協働が全体の約44%を占めていること、行政の事務をNPOに委託する「2 委託」が全体の約26%を占めていることが特徴です。

協働形態と活動分野の関連について見ると、「4 学術、文化、芸術等の振興」47件の協働形態の内訳において、「6 後援」及び「10 その他」の合計が42件で約89%を占めていること、協働形態「2 委託」33件の活動分野の内訳において、「1 保健、医療又は福祉の増進」及び「5 環境の保全」の合計が14件で42%を占めていることが特徴です。

NPOと県との協働の現状としては、保健、医療、福祉関連事業や環境関連事業の県からNPOへの委託が多いこと、NPO主催の文化、スポーツ関連事業における県の後援が多いことが読み取れます。これは、県が単独で実施することが困難な分野について専門性等を有するNPOに事業を委託する、また、県の予算支出がない後援等について協働が進んでいると考えられます。

協働の「うま味」ってあるの？

県では「沖縄県NPOとの協働指針」を平成19年度に策定し、協働を推進していますが、現状をみると、協働が進んでいるのは、まだ一部の分野や形態に集中しているようです。

協働は、NPOと県と一緒に事業を行うことでお互いのメリットになることを目的としています。「共催」、「事業協力」、「補助」や「政策提言」といった協働形態についても、NPOにとっては行政の持つ資金やネットワークを活用したり、活動を県政に反映させることができますし、県にとっても事業効果を高めたり、NPOの先駆的、専門的な意見を取り入れることができます。また、事業実施だけでなく、情報提供・情報交換を行うことも、お互いにとって情報収集の効率化や地域課題及び県民・住民ニーズの把握に大きなメリットがあります。

今後、様々な分野でいろいろな形でNPOと県の協働が進むよう、県では各部局への協働推進員の配置や職員への意識啓発を行っております。日頃、NPO活動に励んでおられる皆さんにも、ご自身の活動に県や市町村等行政の持つ情報や資金、ネットワーク等の資源を活用していただければ、活動の幅が広がると思います。

単に協働することは目的ではありませんし、県としても必ずしも全ての事業で協働ができるとは限りませんので、あなたのNPOの活動にとってメリットがあるのかどうか、まずは情報収集から始めてみてはいかがでしょうか。NPO活動に行政の協力を得たいけど、どこに相談すればよいか分からないという場合は、沖縄県県民生活課までお問い合わせください。

② <手続案内> 事務所移転について

NPO 法では、事務所の所在地についていくつかの規定があります。
そのうち、特に手続きが多い事務所移転に関連する事項についてご説明します。

◆定款変更届について

特定非営利活動促進法（以下法）上、定款には主たる事務所及びその他の事務所の所在地を記載しなければなりません。（法第 11 条第 1 項第 4 号）

また、定款の軽微な事項（事務所所在地変更：所轄庁変更無し・資産に関する事項・公告の方法の変更）に係る変更については、**遅滞なく**その旨を所轄庁に届け出なければなりません。（法第 25 条第 6 項）

このため、事務所を移転した法人は、定款変更届出書（第 5 号様式）を提出する必要があります。
なお、所轄庁からの円滑な連絡のため、電話番号、f a x 等の変更についてもご一報下さい。

- ・ 県への定款変更届出書の提出（第 5 号様式）
- ・ 法務局での事務所の変更登記（変更後 2 週間以内）

登記を怠ると、20 万以下の過料に処される場合があります。（法第 49 条第 1 項第 1 号）

◆事業報告書の提出について

NPO 法人は、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

前事業年度に定款の記載事項に変更があった場合は、事業報告書等に加え、以下の書類の提出も必要です。（法第 29 条第 1 項）

- ①記載事項に変更のあった定款（定款変更届出事項も該当） …… 2 部
- ②定款変更に係る認証書の写し（定款変更認証の場合） …… 2 部
- ③定款変更に係る登記に関する書類の写し（定款変更届出事項も該当） …… 2 部

提出を怠ると、20 万以下の過料に処される場合があります。（法第 49 条第 1 項第 5 号）

★これらの書類は、法人の情報公開のためにも重要な書類ですので、事業報告書等提出の際には、忘れないように注意してください。

◆書類の備え置きについて

NPO 法人は、主たる事務所に事業報告書等及び役員名簿等を 3 年間、備え置かなければなりません。（法第 28 条第 1 項）

また、社員、利害関係人から事業報告書等、役員名簿等、定款等の閲覧の請求が合った場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません。（法第 28 条第 2 項）

事務所移転等に係わらず、書類の管理はきちんと行ってください。

③ <お知らせ> 犯罪被害者週間・国民のつどい沖縄大会

11月25日(水)～12月1日(火)は犯罪被害者週間です。

安全で安心して暮らすことのできる地域社会は、県民の願いです。

しかし、思いがけず犯罪に巻き込まれた被害者等の多くは、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応などによりその名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しんでいます。犯罪被害者等に対する県民の理解の増進を図り、犯罪被害者等に対して適切な配慮や支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会づくりを推進することを目的として、国民のつどい沖縄大会を開催します。

国民のつどい沖縄大会をとおして、犯罪被害者支援について考えてみませんか？

日時：平成21年11月20日(金) 13:30-16:30

場所：沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ 2階『彩海の間』

参加費：無料(事前申し込みによる参加証の交付手続きが必要)

プログラム：

<1. 基調講演> (13:45-14:45)

講師：藤井誠二氏(ノンフィクションライター。著書：『殺された側の論理』(講談社)、『罪と罰』(共著/イースト・プレス)等多数。)

<2. パネルディスカッション> (15:00-16:30)

パネリスト：県内において犯罪被害者等支援に関わる方々(犯罪被害者支援ひだまりの会 okinawa 代表、(社)沖縄被害者支援ゆいセンター相談員ほか)

※事前の申し込みが必要です。参加を希望される方は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：沖縄県 文化環境部 県民生活課 市民活動推進班 国民のつどい沖縄大会担当

TEL：098-866-2187(時間：午前8時半～午後5時15分)

④ <所轄庁報告> 平成21年度上半期の状況

◆下記の24団体が、今年度上半期に沖縄県から認証を受けました。

法人名	代表者名	法人名	代表者名
愛の木	上間 香理	持続可能な島嶼環境開発を考える会	堤 純一郎
東風の庭	神谷 義和	むりぶし	仲盛 照子
アプライド・スカラスティックス・ジャパン	太田 啓予	沖縄国際人材支援センター	仲田 俊一
海洋情報技術研究センター	吉田 隆	アジアクラブ	平良 亨
沖縄NGOセンター	新垣 誠	日本バリアフリーダイビング協会	山田 眞佐喜
キャリア・サポート・ネット・おきなわ	節田 佳史	沖縄県福祉ネットワーク協会	赤嶺 徳仁
沖縄暮らしの会	磯野 誠一	沖縄県キャンプ協会	知念 一郎
沖縄パーマカルチャー・ネットワーク	坂井 正吾	日本透析生活情報協会	三角 太郎
キャリア教育推進協議会	吉本 哲夫	南風原平和ガイドの会	赤嶺 敏昭
国定公園円錐カルスト地主会	古堅 宗彦	タートルズオブグッドモーニング	洲鎌 一規
色彩・アート研究所	野原 智恵子	バイオマス・エネルギー研究所	坂本 健児
ジャンプ	石垣 育子	エンジェル工房	安里 みさえ

◆下記1団体が、他所轄庁から沖縄県に移管になりました。

法人名	代表者名
PAIおきなわ	長位 鈴子

◆次の1団体が、今年度上半期に解散しました。……西表島自然保護団体

◆次の2団体に、認定NPO法人申請のための所轄庁証明書を発行しました。

……アンビシャス/アジアチャイルドサポート



助成金情報



現在募集中の助成金情報です。NPOプラザのホームページでも随時更新中！バナナ通信上では紙面の都合や締切の関係で載らないものも多数。リンクも貼ってますので検索の手間が省けます♪

JT・2010年度NPO助成

対象：青少年健全育成のため地域と一体となってNPO 法人が行う事業
内容：1団体上限150万円
募集要項：下記サイトからダウンロード↓
<http://www.jti.co.jp/csr/contribution/social/npoindex.html>
締切：〒105-8422 東京都港区虎ノ門 2-2-1
JTビル 日本たばこ産業株式会社 CSR 推進部 社会貢献室
TEL：03-5572-4290
FAX：03-5572-1443

大阪コミュニティ財団 2010年度助成

※同財団では多くの基金を扱っており、その多くは大阪府又はその近隣地域が対象ですが、次の3種類については沖縄県も対象と明記、もしくは県内団体の助成獲得歴あり。
・東洋ゴムグループ環境保護基金（環境）
・西日本高速道路エリア・パートナーズ倶楽部地域活性化支援基金（地域、環境、障がい者福祉）
・結（ゆい）の世界実行委員会基金（知的障がい）
募集要項：下記サイト参照↓
<http://www.osaka-community.or.jp/index.htm>
締切：平成21年11月20日（金）

第12回日本水大賞

対象：水環境の健全化に寄与する諸活動
内容：大賞、大臣賞、市民活動賞、審査員特別賞、国際貢献賞等（副賞10万～200万円）
募集要項：下記サイトからダウンロード↓
<http://www.japanriver.or.jp/taisyo/>
締切：2009年11月30日 ※当日消印有効
問い合わせ先：〒102-0083
東京都千代田区麹町 2-6-5 麹町 E.C.Kビル 3階
社団法人 日本河川協会
TEL 03-3238-9771 FAX 03-3288-2426
URL <http://www.japanriver.or.jp/taisyo/>
E-mail taisyo@japanriver.or.jp

年賀寄附金配分事業

対象：年賀寄附金とカーボンオフセット年賀寄附金の2種。前者は特定の10分野に関わる事業、後者は排出権事業と温暖化防止事業
募集要項：下記サイトからダウンロード↓
<http://www.post.japanpost.jp/kifu/applications.html>
締切：平成21年11月30日※当日消印有効
問い合わせ先：〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号 郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局
TEL: 03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

子育て家庭支援団体に対する助成活動

対象：就学前の子どもの保護者（妊婦等を含む）への支援活動を行うNPO法人等
内容：1団体上限25万円、総額1400万円程度
募集要項：下記サイトからダウンロード↓
<http://www.seiho.or.jp/social/home/home-index.html> 又は下記沖縄県生命保険協会へ請求
締切：平成21年11月13日※当日消印有効
問い合わせ：沖縄県生命保険協会
那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階
TEL：098-862-1771 FAX：098-860-1521

2009年度『連合・愛のキャンパ』助成

対象：地域におけるふれあい・助け合い活動で、H20年12月1日以降の新規立ち上げ団体（既存団体がNPO法人格を取得したという理由のみは不可）、もしくは既存団体でも新規事業を行う場合は対象。1団体上限15万円、33団体に助成
募集要項：下記サイトからダウンロード↓
<http://www.sawayakazaidan.or.jp/news/2009/20090930.html>
締切：平成21年11月20日郵送必着
問い合わせ先：〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7階（財）さわやか福祉財団
TEL：03-5470-7751

●編集後記● 毎回<NPO in Okinawa>の取材では、情熱を持って活動する方々にお会いしてお話を伺うことができ、感動したり、新発見に驚いたり、無知を恥じたり。私にとっては得ることの多い「役得」な業務です。皆さまに感謝です。次回は12月発行予定…ということは、もう年末が近くなるということですね、時間の経つのは本当に早い…！（高山）